2026年４月１日

各　位

会　社　名　株式会社BCJ-102
代表者名　代表取締役　　杉本　勇次

株式会社ＩＮＦＯＲＩＣＨ（証券コード：9338）の株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社BCJ-102（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年２月13日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のグロース市場（以下「東京証券取引所グロース市場」といいます。）に上場している株式会社ＩＮＦＯＲＩＣＨ（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「１．買付け等の概要」の「（３）買付け等に係る株券等の種類」の「② 新株予約権」において定義します。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2026年２月16日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2026年３月31日をもって終了いたしましたので、その結果について下記のとおりお知らせいたします。

記

１．買付け等の概要

（１）公開買付者の名称及び所在地
株式会社BCJ-102
東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階

（２）対象者の名称
株式会社ＩＮＦＯＲＩＣＨ

（３）買付け等に係る株券等の種類
① 普通株式
② 新株予約権（以下（ⅰ）乃至（ⅶ）の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といい、本新株予約権の所有者を以下「本新株予約権者」といいます。）
（ⅰ）2019年３月15日開催の取締役会の決議に基づき発行された第４回新株予約権（以下「第４回新株予約権」といいます。）（行使期間は2021年３月16日から2029年３月16日まで）
（ⅱ）2019年３月15日開催の取締役会の決議に基づき発行された第５回新株予約権（以下「第５回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年３月16日から2029年３月15日まで）
（ⅲ）2019年３月15日開催の取締役会の決議に基づき発行された第６回新株予約権（以下「第６回新株予約権」といいます。）（行使期間は2019年３月16日から2029年３月15日まで）
（ⅳ）2021年10月29日開催の取締役会の決議に基づき発行された第８回新株予約権（以下「第８回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年11月２日から2031年11月２日まで）
（ⅴ）2022年10月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された第12回新株予約権（以下「第12回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年４月１日から2034年10月30日まで）
（ⅵ）2022年10月13日開催の取締役会の決議に基づき発行された第13回新株予約権（以下

「第 13 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2024 年４月１日から 2034 年 10 月 30 日まで）

（ⅶ）2022 年 10 月 13 日開催の取締役会の決議に基づき発行された第 14 回新株予約権（以下「第 14 回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2024 年４月１日から 2034 年 10 月 30 日まで）

（４）買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	9,534,388（株）	6,042,900（株）	―（株）
合計	9,534,388（株）	6,042,900（株）	―（株）

（注１）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（6,042,900 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,042,900 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注２）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注３）本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である 9,534,388 株を記載しております。これは、対象者が 2026 年２月 13 日付で公表した「2025 年 12 月期　決算短信〔日本基準〕(連結)」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された 2025 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数（9,820,645 株）に、対象者から報告を受けた同日現在残存し行使可能な本新株予約権 78,699 個の目的となる対象者株式の数（653,895 株）を加算した株式数（10,474,540 株）から、対象者決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（152 株）を控除し、当該株式数（10,474,388 株、以下「本基準株式数」といいます。）から秋山広宣氏（以下「秋山氏」といいます。）が本公開買付けに応募しない旨を合意している対象者株式（940,000 株、以下「本不応募株式」といいます。）を控除した株式数（9,534,388 株）です。

（注４）本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）末日までに本新株予約権が行使される可能性がありますが、当該行使により発行又は交付される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

（注５）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（５）買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2026 年２月 16 日（月曜日）から 2026 年３月 31 日（火曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（６）買付け等の価格

① 普通株式１株につき、金 4,560 円

② 新株予約権

（ⅰ）第４回新株予約権１個につき、金 89,225 円

（ⅱ）第５回新株予約権１個につき、金 89,225 円

（ⅲ）第６回新株予約権１個につき、金 89,225 円

（ⅳ）第８回新株予約権１個につき、金 62,400 円

（ⅴ）第 12 回新株予約権１個につき、金 15,800 円

（vi）第 13 回新株予約権１個につき、金 15,800 円
（vii）第 14 回新株予約権１個につき、金 15,800 円

２．買付け等の結果

（１）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（6,042,900 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（9,027,914 株）が買付予定数の下限（6,042,900 株）以上となりましたので、本公開買付けに係る公開買付開始公告（その後変更された事項を含みます。以下同じです。）及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（２）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第１項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第９条の４及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の２に規定する方法により、2026 年４月１日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（３）買付け等を行った株券等の数

株券等種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	8,658,884 株	8,658,884 株
新株予約権証券	369,030 株	369,030 株
新株予約権付社債券	― 株	― 株
株券等信託受益証券（　　）	― 株	― 株
株券等預託証券（　　）	― 株	― 株
合計	9,027,914 株	9,027,914 株
（潜在株券等の数の合計）	369,030 株	（369,030 株）

（４）買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	― 個	（買付け等前における株券等所有割合 ― %）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	17,839 個	（買付け等前における株券等所有割合 17.03%）
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	90,279 個	（買付け等後における株券等所有割合 86.19%）
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	15,539 個	（買付け等後における株券等所有割合 14.84%）
対象者の総株主の議決権の数	97,920 個	

（注１）「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後にお

ける特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第 27 条の２第１項各号における株券等所有割合の計算において府令第３条第２項第１号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等（特別関係者である秋山氏と EQUITIES FIRST HOLDINGS LLC と（以下「EF」といいます。）の間の貸株取引（以下「本貸株取引」といいます。）により秋山氏が EF に対し貸し付けており、本貸株取引が解約された場合に秋山氏が返還を受ける対象者株式 613,900 株（以下「本貸株返還株式」といいます。）を含みます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。一方で、本貸株返還株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」には、本貸株返還株式に係る議決権の数が含まれている可能性があります。

（注２）「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が 2026 年３月 16 日に提出した第 11 期有価証券報告書に記載された 2025 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数（１単元の株式数を 100 株として記載されたもの）です。ただし、単元未満株式（ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数（10,474,388 株）に係る議決権の数（104,743 個）を分母として計算しております。

（注３）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（５）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

（６）決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目５番１号
楽天証券株式会社（復代理人）	東京都港区南青山二丁目６番 21 号

② 決済の開始日

2026 年４月７日（火曜日）

③ 決済の方法

（みずほ証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに応募した株主及び本新株予約権者（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

（楽天証券株式会社から応募される場合）

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等に電磁的方法により交付します。買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、復代理人から応募株主等が復代理人に開設した応募株主等名義の証券総合取引口座へお支払いいたします。

３．公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しについては、本公開買付けに係る公開買付開始公告及

び公開買付届出書に記載の内容から変更はありません。

なお、対象者株式は、本日現在、東京証券取引所グロース市場に上場されていますが、公開買付者は対象者株式の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）及び本新株予約権を取得し、対象者株式を非公開化することを目的とする一連の手続を実施することを予定していますので、当該手続が実施された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできません。今後の手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

４．公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社 BCJ-102
（東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

以　上